

# 城西大学機関リポジトリ管理運営規程

平成 21 年 10 月 16 日制定執行部会議

(趣旨)

第 1 条 この規程は、城西大学機関リポジトリ JURA—Josai University Repository of Academia— (以下「JURA」という。) の管理及びその運営等の基本的な事項を定める。

(設置)

第 2 条 本学における教育研究活動等の成果物 (以下「コンテンツ」という。) を収集し、電子媒体で蓄積・保存し、ネットワークを通じて公開・発信するために、JURAを設置する。

(統括責任者)

第 3 条 JURAの管理運営を統括するために、統括責任者を置き、図書館長をもって充てる。

(運営委員会)

第 4 条 JURAの管理運営に関する重要事項を審議するために、JURA運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(登録者)

第 5 条 JURAにコンテンツを登録できる者 (以下「登録者」という。) は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に設置する、又は設置した組織の代表者
- (2) 本学に在籍する、又は在籍した役員及び教職員その他これに準ずる者
- (3) 本学に在籍する、又は在籍した大学院学生
- (4) 本学に在籍する、又は在籍した研究員
- (5) その他統括責任者が認める者

(登録できるコンテンツ)

第 6 条 次に掲げるコンテンツをJURAに登録することができる。

- (1) 本学における教育研究活動の成果
  - ア 学術雑誌掲載論文
  - イ 紀要 (全体又は個々の論文)
  - ウ 博士論文
  - エ 研究報告書 (ワーキングペーパー、科学研究費補助金成果報告書など)
  - オ 会議資料 (予稿、発表資料、会議録など)
  - カ 教材 (授業のために作成されたものなど)
  - キ 図書 (全部又は一部)
  - ク その他統括責任者が認めるもの
- (2) 本学の管理運営等に関する資料

ア 報告書（評価委員会、調査委員会などの報告書）

イ 本学の沿革資料

ウ 広報資料（ちらしなども含む）

エ 本学が所蔵する貴重資料など

オ その他統括責任者が認めるもの

（登録の要件）

第7条 JURAに登録することができるコンテンツは、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

（1）蓄積・保存・公開等に際し、次に掲げる全ての要件をみたすものであること。

ア 法令及び本学の諸規則を遵守していること。

イ 法令上又は社会通念上、次に掲げる問題が生じないものであること。

- ・ 名誉・プライバシー等の人権侵害に関する事項
- ・ 情報セキュリティに関する事項
- ・ 守秘義務に関する事項

（2）ネットワークを通じて配信が可能であること。

（3）無償であること。

（登録手続）

第8条 登録者は、所定の登録申請を、統括責任者に提出するものとする。

2 コンテンツの登録については、統括責任者に登録を委任することができる。

3 統括責任者の指示により図書館が登録を代行することができる。

（コンテンツの公開）

第9条 統括責任者は、登録を許可したコンテンツを次に掲げる方法により公開するものとする。

（1）コンテンツを複製しメタデータを付与の上、サーバに格納すること。

（2）ネットワークを通じて、複製物及びメタデータを無償で公開すること。

（3）安定的かつ円滑な利用環境を保持し、及びセキュリティの確保を図るために、複製し、媒体変換を行い、及びバックアップファイルを作成すること。

（著作権に係る利用許諾）

第10条 登録者は、登録を希望するコンテンツについて、必要な利用許諾手続を行うものとする。

2 登録者は、登録を希望するコンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。ただし、自ら許諾を得ることが困難な事情がある場合は、統括責任者に委任することができる。

（著作権の帰属）

第11条 JURAとして、形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属する。ただし、登

録されたコンテンツの著作権には影響が及ばない。

(コンテンツの削除)

第12条 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 登録者から削除の申請があった場合
- (2) 運営委員会において削除が適当と判断された場合

(利用者の責務)

第13条 JURAに登録されたコンテンツを、ネットワークを通じて利用する者（以下「利用者」という。）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(免責条項)

第14条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録者が負うものとする。

2 本学は、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、JURAの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月16日から暫定施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月29日機関リポジトリ名称の決定により一部修正し、施行する。